

# 宮城県青少年問題協議会運営要綱

制定 平成 20 年 9 月 10 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、宮城県青少年問題協議会条例（昭和 28 年宮城県条例第 68 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、宮城県青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 委員は、協議会の会議に出席できないときは、当該会議に付議される事案に関し、あらかじめ書面その他の方法により、意見を述べることができる。

(会議録の記録)

第 3 条 協議会の会議に関する次の事項は、会議録に記載しなければならない。

- (1) 開催の年月、日時及び場所
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 会議に付した事案
- (4) 議事の概要
- (5) その他必要な事項

(幹事会)

第 4 条 幹事会は、幹事をもって構成する。

2 幹事会は、次の事項を処理する。

- (1) 協議会に付議する事案の調査及び審議
- (2) 協議会から付託された事案の調査及び審議
- (3) 協議会で決定した施策の実施の推進に関する相互連絡調整
- (4) その他会長が必要と認めた事項

3 幹事会は、会長が招集し、環境生活部共同参画社会推進課長の職にある幹事が会議を主宰する。

4 第 3 条及び第 4 条の規定は、幹事会の運営について準用する。

(庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、環境生活部共同参画社会推進課において処理する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長がその都度定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 9 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。